

物価高騰に基づく 請負金額の変更について (スライド条項の概要等)

令和8年5月

仙台市都市整備局技術管理室

仙台市における取組み

仙台市では、物価高騰に対応するための請負金額の変更制度として、以下の取組みを実施しております。

▶ 契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて

<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/keyaku.html>

▶ 工事請負契約書第25条第5項・第6項（単品スライド・インフレスライド）条項の運用

<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/slide.html>

- ・工期が比較的短い案件等は、受注者負担額のない「契約時点における設計単価変更の取扱い」が有利となる場合が多いので、両制度を比較検討のうえご活用下さい。
- ・上記の制度は**併用ができます**。

スライドの種類と特徴①

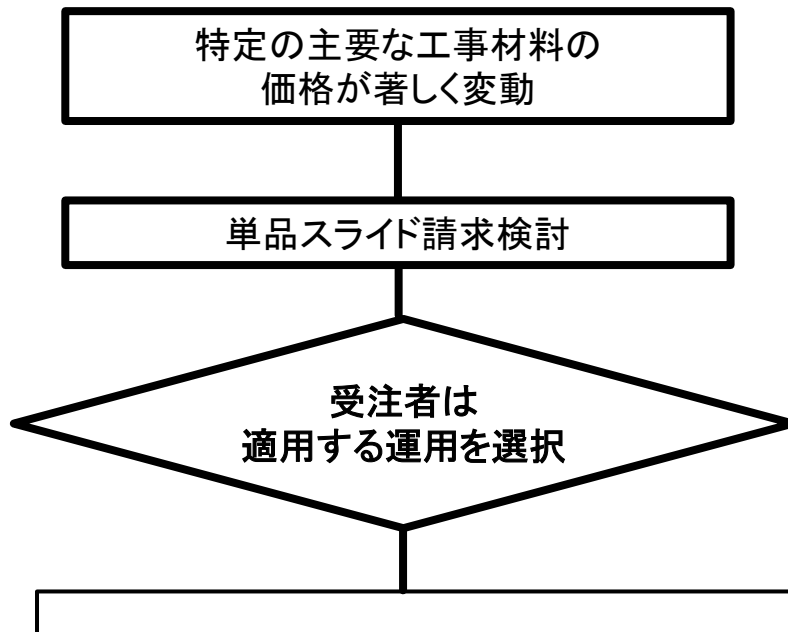
項 目	全体スライド 契約書第25条 第1項～第4項	単品スライド 契約書25条第5項	インフレスライド 契約書第25条第6項
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
スライド対象	基準日以降の残工事(資材、労務等)が対象	原則、工期内すべての資材が対象	基準日以降の残工事(資材、労務等)が対象
条項主旨	請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の中間修正的な変更	主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合の清算的な変更	急激なインフレまたはデフレといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更
併用可否	それぞれのスライド制度と併用可能		

スライドの種類と特徴②

項 目		全体スライド 契約書第25条第1項～第4項	単品スライド 契約書25条第5項	インフレスライド 契約書第25条第6項
請負額 変更の 方法	対 象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての 資材 （鋼材類、燃料油、アスファルト類、コンクリート類、その他主要な工事材料）	通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等
	受発注者の負担 (足切額)	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (31条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
	諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) の変更	変更する (資材、労務単価等の変動に連動し諸経費等も変動)	変更しない (材料価格の変動のみが請負代金変更の要素)	変更する (資材、労務単価等の変動に連動し諸経費等も変動)

単品スライドの2つの運用

単品スライド条項の請求にあたっての「受注者」の運用選択フロー



運用① 標準的な運用

- 証明書類等のとりまとめ・提出**必要**
- スライド額の算出は、原則、**官積算（実勢価格）と実際の購入単価の比較**による。
- **実際の購入価格による算出**も可（※諸条件あり）

運用② 【簡素化】運用

- 証明書類等のとりまとめ・提出**不要**
- スライド額の算出は**官積算（実勢価格）**による。

◆ **標準的な運用**と**【簡素化】運用**と、2つの運用があります。これら2つの運用は**併用できません**。

◆ 受注者は、請求にあたって**いずれかの運用から選択**してください。

【簡素化】の運用における受注者からの提出書類は、以下の2点

- (1) スライド請求様式
※請負代金額変更請求額概算計算書及び証明書類の提出は**不要**
- (2) 工事履行報告書

単品スライドの利用にあたって

- ▶ 単品スライドは、請求時点で残工期が2ヶ月以上ある工事となっていますが、特に「標準的な運用」では証明書類の準備及びそのチェック等に時間を要することが想定されること、また、清算変更後にスライド額を確定させるため、残工期が2ヶ月よりも前に対象となりうる品目の変動額を試算する等により、足切り判定（対象品目ごとに請負代金額1%を超過しているか否か）の見込みを立てておくほか、発注者に早めにご相談いただくようお願いします。